

子ども医療費助成制度に係る所得制限の廃止について

1 子ども医療費助成制度の目的

子どもの保健対策の更なる充実及び子どもの保護者の経済的負担の更なる軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とするもの。

2 柏市の取り組みと経緯

	～平成 26 年 7 月末	平成 26 年 8 月～	平成 30 年 8 月～
対象	入院：中学 3 年生まで 通院：小学 3 年生まで	入院：中学 3 年生まで 通院： <u>中学 3 年生まで</u>	入院：中学 3 年生まで 通院：中学 3 年生まで
所得制限	入院：なし 通院：なし	入院：なし 通院：なし(小 3 まで) あり(小 4 から)	入院：なし 通院：なし(小 3 まで) <u>なし</u> (小 4 から)
自己負担額	200 円／回・日 ※調剤は無料 ※非課税世帯は無料	300 円／回・日 ※調剤は無料 ※非課税世帯は無料	300 円／回・日 ※調剤は無料 ※非課税世帯は無料

3 所得制限廃止の概要

(1) 背景

子ども医療費助成制度は、都道府県単位の事業であり対象年齢も様々。千葉県では入院は 15 歳まで、通院は 9 歳までを対象としている。

各市町村は県事業に上乗せする形で助成範囲を拡大しているため、地域によって格差が生じている。

(2) 経費（概算）

平成 30 年 8 月 1 日以降の診療分から所得制限を廃止するにあたり、平成 30 年 6 月定例会にて補正予算を計上。

今年度 8 月～1 月分までの医療機関への支払い経費約 2,900 万円をはじめ、その他、システム改修経費等も含め、約 3,130 万円を補正。

(3) 市民等への周知

平成 30 年 7 月 15 日号の広報かしわ掲載。

8 月は全対象世帯の受給券の更新月のため、所得制限対象世帯には、あわせて本制度改正の周知と新たな受給券を郵送。

各医療機関については、医師会、歯科医師会、薬剤師会の各事務局を通じて本制度改正の内容のお知らせと協力を依頼。